

和光市国民健康保険財政調整基金条例を定めることについて

【目的】

本条例は、市の国民健康保険被保険者の国民健康保険税負担の年度間の平準化を図るため、財政調整基金を設置するものです。

なお、この条例の設置に併せて、既存の基金については廃止します。

【主な内容】

1 和光市国民健康保険財政調整基金の設置

既存の国民健康保険保険給付費等支払基金については、保険給付費の支払金の不足に充当するため設置されたものですが、平成30年度からの制度改正においては、市が負担する保険給付費は県から保険給付費等交付金の交付を受けることとなります。一方で、国民健康保険事業費納付金が県から示され、この財源として市が徴収する国民健康保険税等を充て県に納付することとなります。このため、国民健康保険被保険者の税負担の年度間における平準化を図ることなどを目的に、財政調整基金を設置するものです。

なお、財政調整基金の当初の原資については、次の廃止する基金の残高とします。

2 廃止する基金

- (1) 和光市国民健康保険保険給付費等支払基金
- (2) 和光市国民健康保険高額療養費資金貸付基金
- (3) 和光市国民健康保険出産費資金貸付基金

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

議案第 号

和光市国民健康保険財政調整基金条例を定めることについて

和光市国民健康保険財政調整基金条例を次のとおり定める。

和光市国民健康保険財政調整基金条例

(設置)

第1条 国民健康保険特別会計の財源の調整を図るため、和光市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(和光市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 和光市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（昭和53年条例第25号）

(2) 和光市国民健康保険保険給付費等支払基金条例（昭和58年条例第12号）

(3) 和光市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成13年条例第9号）

(現金の引継ぎ)

- 3 この条例の施行の際、和光市国民健康保険高額療養費資金貸付基金、和光市国民健康保険給付費等支払基金及び和光市国民健康保険出産費資金貸付基金に属していた現金は、基金に属する現金として引き継ぐものとする。

平成30年2月25日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

国民健康保険被保険者の税負担の年度間の平準化を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。